

就学援助制度のお知らせ

千曲市教育委員会

千曲市教育委員会では経済的に困りの児童・生徒のために、学用品費や学校給食費等の一部援助を行っています。

1. 就学援助を受けられる方

- 1) 生活保護法による保護を受けている方
- 2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、下記項目等に該当する方です。

※同一生計のご家庭の家庭状況、所得・収入状況等を調査します。

申請いただいても、所得に応じて援助を受けられない場合があります。

○生活保護が廃止・停止になった。

○児童扶養手当（ひとり親等家庭に支給される手当）の支給を受けている。

○保護者の職業が不安定で、生活が困難である。

2. 受けられる援助費

- 1) 学用品費等 (学用品費・通学用品費・体育実技用具費)
- 2) 校外活動費 (交通費、宿泊費及び見学科)
- 3) 修学旅行費・卒業アルバム代 (小学校6年生・中学校3年生のみ対象)
- 4) 新入学児童生徒学用品費 (小学校1年生・中学校1年生のうち
入学前受給者を除く児童生徒のみ対象)
- 5) 生徒会費・PTA会費
- 6) オンライン通信費
- 7) 学校給食費
- 8) 医療費 (学校保健法に規定する疾病の治療に要する費用のみ対象)

※援助費は年4回に分けて支給します。援助費目は予定であり、変更となる場合があります。

※7)は、保護者への支給は行わず、就学援助費から学校給食費に直接振り替えを行っています。

※8)は保護者の申請に基づき医療機関で利用できる医療券を交付します。

3. 就学援助の申請について

学校を通じて申請してください。申請書類等については学校へお問い合わせください。
年度の途中で病気等により経済状況に変化が生じた時は、その時点で学校に相談してください。